

平成30年3月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年3月28日〔水曜日〕 9時00分 開会

2. 開催場所 市役所議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会長	4 番	脇田 峰生
職務代理	8 番	日笠山 隆
職務代理(代理)	14 番	日高 仙三
委員	1 番	上妻 力
//	2 番	中村 正幸
//	3 番	深田 広文
//	5 番	羽生 友保
//	6 番	杉 為昭
//	7 番	鮫島 繁樹
//	9 番	牛越 紀幸
//	10 番	坂本 江里子
//	11 番	岩本 延男
//	12 番	河本 アツミ
//	13 番	石寺 政和

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地証明願いについて

議案第3号 あっせんについて

議案第4号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について

○局長

それでは、3月の定例総会を開会いたします。会長にあいさつをいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

○会長

皆さんおはようございます。本日は、年度末の忙しい中に出席をいただきまして本当にありがとうございます。

24日に、青年団活動の一環として遊休農地の解消作業を実施していただきましたので報告します。大変お疲れさまでした。

さて、平成29年度は、農作物の不作により農家にとって大変厳しい年となりました。

特に、さとうきび農家にとっては、今後の経営のあり方を真剣に考え直すところまで、きているのではないかと思います。現在の平均トン数が4.8トンぐらいということです。

農業委員会では、農地の有効利用を進めながら、農業生産力の増進と農業経営の合理化を推進し、少しでも、農家の支援につながるよう努めてまいりたいと思いますので、引き続き皆様のご協力をよろしくをお願いいたします。

○議長

それでは、ただいまより3月の定例総会を開会いたします。

○議長

始めに日程第1「西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員」の指名を行います。署名委員には、7番鮫島委員と8番日笠山委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

○議長

続きまして、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。資料は1ページです。今月は賃借権設定5件、使用賃借権設定2件、所有権移転3件、合計10件の申請がありました。

1番です。住吉深川地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積1,014平米を売買により所有権移転するものです。

2番です。現和庄司浦地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積7,335平米を使用賃借により5年間借り受けるものです。許可後の経営面積が、7,335平米となり、下限面積の50アールを超えます。

3番です。住吉能野里地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積832平米を贈与により所有権移転するものです。譲受人の西之表市での経営面積は2,349平米であります。中種子町で17,686平米、耕作を行っているため、下限面積の50アールを超えます。

4番です。上西横山地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積6,842平米を賃借により5年間借り受けるものです。2ページをお開きください。

5番です。伊関沖ヶ浜田地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積549平米を売買により所有権移転するものです。

6番です。安城下之町地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積4,470平米を賃借により1年間借り受けるものです。

7番です。安城大野地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積4,724平米を賃借により5年間借り受けるものです。3ページをお開きください。

8番です。国上白石地区です。台帳地目山林・畑、現況地目畑の3筆で、合計面積2,800平米を賃借により5年間借り受けるものです。

9番です。国上白石地区です。台帳現況地目畑の3筆で、合計面積4,947平米を使用貸借により5年間借り受けるものです。

10番です。下西鞍勇地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積5,293平米を賃貸借により5年間借り受けるものです。

以上、本件1番から10番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局の方から説明がありました。

続きまして、担当委員の報告をお願いします。

○1番委員

1番です。整理番号1について説明をいたします。26日に、譲渡人、譲受人、担当推進委員立ち会いのもと、現地調査を行いました。譲受人は、さとうきびを主に経営している方です。現在、譲渡人の畑を挟んで作付けをしておりましたが、所有権を移転することにより仕事も効率よくなると思います。

また、親戚関係にもあるため、話し合いもスムーズになされたようです。お金の支払いもされているようで何の問題も無いと思います。以上です。

○2番委員

2番です。整理番号2について報告いたします。3月21日の朝、貸し人立ち会いのもと現地調査を行いました。借り人は、19歳で農業を始めたばかりの新規就農者です。貸し人は、借り人の父親で、息子を後継者として育てるため、今回の土地の無償貸与となったそうです。現地にはさとうきびを植えるとのことでした。父親から機械を借り、経営の技術を学びながら農業を行っていくとのことでした。今後、地域の担い手として成長し活躍することを期待したいと思います。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○3番委員

3番です。整理番号3番について説明いたします。3月26日に本人の確認をしております。譲渡人は、体調が大変悪くて財産を処分をしたいということで、その処分先として譲渡人が元々、今いる集落の出身者でございまして、譲受人とは親戚に当たり、財産的には、この譲受人がもっている土地だったということで今回、名義変更までしたいという話でございました。よって、売買契約等もありませんので無償という形で、所有権の移転を行いたいということでございます。譲受人につきましては、先ほど説明しましたけど、中種子町の出身でございます。さとうきびを1町7反ほど作って頑張っているということでございます。高齢ではございますが、まだまだ元気で頑張るそうでございますので、申請のとおり許可相当と考えます。以上です。

○4番委員

4番です。整理番号4番について報告をいたします。3月24日、担当推進委員と一緒に、譲受人立会のもと貸し人宅で現地を確認しました。ちょうど貸し人の家の前に広がる田んぼで、現在、本代を開け、明日、田植えをするという事でした。貸し人は高齢で、耕作できないという事で、今回の申請に至ったようです。以上です。

○6番委員

6番です。整理番号5番についてご説明いたします。昨日、担当推進委員と現地を確認し、双方ともに直接お話を伺い、親戚関係でもあり、譲受人が経営拡大のため必要とされておりますので、許可相当ではないかと考えております。以上でございます。

○9番委員

9番です。整理番号6番・7番の借り人が同一のため、同時に報告申し上げます。3月26日借り人と担当推進委員立ち会いのもと現地調査を行いました。借り人は、さとうきびと安納いもを栽培している安城校区の農家です。借り人は、経営拡大の意思を持っており、借りられ

る農地を探していたとのことでした。そして今回6番の農地を借り、今後は飼料米WCSを作付け予定とのことです。

また、7番の農地につきましては、貸し人は、土地持ち非農家であり、去年まで農業法人に貸していたが返ってきたため、借り人に話があり今回の申請となったようであり、今後は、安納いもを作付け予定とのことでした。農業機械も一式揃っており、経済技術についても何ら申し分ありません。なお、6番・7番の貸し人も確認はとれました、双方確認の上、許可相当と考えます。以上です。

○12 番委員

12番です。8番と9番は、借り人が同一人なので、一緒に説明いたします。3月23日に担当推進委員と現地調査を行いました。借り人は東京に行っていて4月2日まで帰ってこないということで、電話で確認をとりました。

また、貸し人の方にも電話で確認をとっております。申請地は、全部、きれいに耕耘した状態になっておりまして、安納いもを作付けするということでした。9番の方の借賃が無料になっているのですが、親戚関係で、農地が荒れないために作っていただくということでしたので、何ら問題ないと思います。申請どおり問題ないと思います。以上です。

○13 番委員

はい、13番です。番号10番について説明いたします。23日に担当推進委員と借り人との現地調査を行いました。借り人は、新規就農者でございます。給付金の申請もしたいとのことでございます。この農地は、2年間、耕作しておらず、少し荒れているため、借賃を2年間は安くしてあります。この農地には、安納いもを作りたいとのことでございます。

なお、植え付けの準備、畝たて等は委託作業にお願いし、植え付けは自分でするということでございます。貸し人とは電話で確認をとっております。以上です。よろしくお願ひします。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま議案第1号について、事務局並びに担当委員から説明をいただきました。これについて、質疑のある方は挙手をお願いします。

○議長

はい、無いようですので採決をいたします。議案第1号について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

全員の賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして、議案第2号「非農地証明願ひについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号「非農地証明願ひについて」を説明いたします。資料は4ページです。

1番です。古田二本松地区です。台帳地目は畑ですが、平成19年頃から耕作せず、現在原野となっています。交付基準1(イ)に基づいた申請です。

2番です。国上久保田地区です、台帳地目は畑ですが、平成元年頃から耕作せず、現在宅地・原野となっています。交付基準1(イ)及び交付基準2に基づいた申請です。以上で説明を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。これにつきましては昨日、現地調査が行われております。調査員の方はお疲れさまでございました。それでは、調査委員長の説明をお願いします。

○12 番委員

12番です。昨日、合同現地調査を実施いたしました。事務局より内田さん平原さん、11番委員、担当推進委員、案内人で合同調査をいたしましたので報告いたします。

整理番号1番ですが、申請地は古田の宇屋久川というところの農地です。見た目はそんなに荒れているように見えませんが、とにかくシカの被害がひどくて周りはシカのふんだらけでした。隣接する畑もひどくて耕作していませんでした。

また、石も出るということで、作物も余り育たないということです。ハウスの骨組みがそのまま残っているのですが、たばこの苗を育てていたハウスで、10年前からそのまま耕作していないということです。申請に関しては何ら問題はないだろうということで意見の一致をみたところでございます。

次に、2番ですが、申請地は国上の久保田地域です。まず細長い申請地ですが、上のほうに道路ができたときに、残ったところで、段差ができており、そこに木が植えてあり狭く、農地に復元は無理ではないかと意見の一致をみたところでございます。

また、もう1カ所の畑ですが、ここは、すごい急傾斜地になっていて、道がなく耕運機も、入れず、全部手作業でやっていたというところなんです。2年前までは耕作していましたが、もう年をとって、続けていくには無理があるということでした。申請に関しては、許可相当であるということで意見が一致したところでございます。以上です。

○議長

はいありがとうございました。それでは続いて、担当委員の報告をお願いします。

○11 番委員

11番です。ただいま、調査委員長の説明のとおりであります。申請地はスライドを見てのとおり、さっき説明があったようにハウスは10年前にたばこの苗の育苗をしていたという話を聞いております。審議をよろしくをお願いします。

○議長

はいありがとうございました。ただいま事務局及び調査委員長並びに担当委員の報告がありました。これについて質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

はい、無いようですので採決をいたします。議案第3号「非農地証明願いについて」非農地として承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので、議案第2号「非農地証明願いについて」は非農地として承認することとします。

○議長

続きまして、議案第3号「あっせんについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号「あっせんについて」です。資料は5ページです。

1番です。「貸したい」の申し出です。場所は下西鞍勇・下石寺地区です。亡くなった夫の名義で、後継者もないためすべての農地を貸し付けたいとのことです。貸付相手が決まったら中間管理事業を利用したいとのことです。あっせん委員につきましては、13番石寺委員と5番羽生委員にお願いいたします。

2番です。「貸したい」の申し出です。場所は下西池野地区です。昨年まで耕作していた人が耕作できなくなったため、新しい借り手を探してほしいとのことです。現在は、きれいに耕耘した状態となっていて、霜被害のない農地とのことです。あっせんにつきましては、13番石寺委員と5番羽生委員にお願いいたします。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。今回は「貸したい」の申し出が2件でありました。これについて、質疑はありませんか。

○13 番委員

13番です。番号1の3番と5番の土地は、耕作者が決まっております。以上です。

○議長

はい他に。無いようですので、あっせん委員になられた方はよろしくお願ひいたします。

○議長

続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。

まず始めに、利用権の設定を説明いたします。総括表に一部誤りがありましたので、本日お配りしている差替え後の資料をご覧ください。それでは、1の1ページです。

1段目です。期間が平成30年4月1日から平成31年12月31日の1年9カ月間、地目畑、面積2,669平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が平成30年4月1日から平成33年3月31日の3年間、地目畑、面積4,012平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

3段目です。期間が平成30年4月1日から平成35年3月31日の5年間、地目田、面積14,143平米、地目畑、面積51,392平米、合計面積65,535平米、うち更新分4,000平米、利用権の設定をする者16人、受ける者8人です。

4段目です。期間が平成30年4月1日から平成40年3月31日の10年間、地目田、面積2,456平米、地目畑、面積418平米、合計面積2,874平米、利用権の設定をする者2人、受ける者2人です。内訳については、1の2ページから1の3ページを、詳細については1の4ページから1の27ページをご覧ください。

続きまして所有権移転です。総会資料発送後に申請取り下げの申し出があったことから、総括表等が変更となっているため、こちらにつきましても本日お配りしている差し替え後の資料をご覧ください。2の1ページです。

1段目です。平成30年4月1日に所有権を移転するものです。地目畑、面積2,380平米、その他2,445平米、合計面積4,825平米、所有権を移転する者1人、受ける者1人です。

内訳については、2の2ページを、詳細については、2の3ページから2の9ページをご覧ください。

以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。委員の皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。利用権の設定、整理番号1番から23番について審議をいたします。それでは担当委員の報告を順次お願ひします。

○2 番委員

整理番号1から16について報告いたします。整理番号1から8の借人は、米・安納いも・ジャガイモを作付する新規就農者3年目で、現和校区在住の農家であります。1月31日の新規就農者と語る会にも参加しており、一緒にグループ討議もしました。今回、経営拡大のため、田・畑を探し今回に至ったそうです。農業機械も揃っており、経営技術においても何ら申し分はありません。

整理番号1について報告いたします。3月24日、借り人立会のもと現地調査を行いました。2枚の田は隣り合わせで米を植えるとのことでした。貸し人とは電話にて確認をとりました。

以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。

整理番号2です。3月24日借り人立ち会いのもと、現地調査を行いました。2枚の田は隣り合わせで米を植えるとのことでした。貸し人とは電話で確認をとりました。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。

整理番号3です。3月24日借り人立ち会いのもと現地調査を行いました。2枚の田は隣り合わせで米を植えるとのことでした。借り人とは電話で確認をとりました。双方確認の結果、許可相当と考えます。

整理番号4、整理番号5です。3月24日、借り人立会のもと現地調査を行いました。2枚とも米を植えるとのことでした。貸し人とは電話で確認をしております。双方確認の結果、許可相当と考えます。

整理番号6です。3月24日、借り人立会で現地調査を行いました。堤ガ中原はさとうきび、下御山は安納いもを植えるとのことでした。貸し人とは電話で確認をとりました。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。

整理番号7です。3月24日、借り人立会で現地調査を行いました。畑、2枚とも安納いもを植えるとのことでした。貸し人とは電話で確認をとりました。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。

整理番号8です。3月24日、借り人立会いで現地調査を行いました。畑、2枚とも安納いもを植えるとのことでした。貸し人とは電話で確認をとりました。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。

整理番号9から14の借り人は、さとうきび・安納いも・じゃがいも等を作付けする現和校区在住の認定農家です。借り人は、建設機械ダンプ等を所有しているので、特にA判定の畑又はそれに近い畑を1年から2年無償という形をお願いをしました。借り人は、農業機械もそろっており、経営技術においても申し分ありません。

整理番号9について報告いたします。昨年7月、畑3枚を貸したいという「あっせん」の畑です。3月21日借り人立ち会いのもと現地調査を行いました。畑、土手の茅、ネピア、竹をきれいに片づけ側溝の溝さらいに、ミニバックホー4トンダンプを使い、きれいになっておりました。3枚ともさとうきびを植えるとのことでした。貸し人とは電話で確認をとりました。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。

整理番号10です。3月21日、借り人立会いで現地調査を行いました。新田之中野の畑は、土手、畑等の雑草もきれいに片づけ深耕しておりました。2枚とも、さとうきびを植えるとのことでした。貸し人とは家を訪問し確認しました。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。

整理番号11です。3月21日、借り人立会で現地調査を行いました。ミタリ山の畑以外は、非常に荒れていたのですが、きれいに片づけられ深耕していました。すべての畑にさとうきびを植えるとのことでした。貸し人とは家を訪問し確認しました。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。

整理番号12です。3月21日、借り人立会のもと現地調査を行いました。さとうきびを植えておりました。貸し人は高齢なので娘さんに電話で確認をとりました。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。

整理番号13です。3月21日、借り人立会のもと現地調査を行いました。畑・土手の茅等はきれいに片づけられ深耕しておりました。さとうきびを植えるとのことでした。貸し人とは家を訪問し確認をとりました。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。

整理番号14です。3月21日借り人立会のもと現地調査を行いました。9655番地50の畑の

雑草はきれいに片づけられていました。2枚ともさとうきびを植えるとのことでした。貸し人とは家を訪問し確認をとりました。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。

整理番号 15 について報告いたします。先月、あっせんで貸したいという畑です。2筆ですが、実際は1筆の1枚の畑になっております。3月21日、借り人立会のもと現地調査を行いました。借り人は、安納いも・じゃがいも等を作付する現和校区在住の認定農家です。相談すると借りて安納いもを植えたいとのことでした。借り人は、農業機械についても一式そろっており、経営技術においても何ら申し分ありません。貸し人とは電話で確認をとりました。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。

整理番号 16 について報告いたします。3月21日、借り人立会のもと現地調査を行いました。A判定の湿田ですが、手を入れて4月中旬までには米を作りたいとのことでした。借り人は、安納いも・スナップエンドウ・米を作付する現和校区在住の認定農家です。農業機械も一式そろっており、経営技術においても何ら申し分ありません。貸し人とは電話で確認をとりました。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○3 番委員

3番です。整理番号 17 番につきまして説明をいたします。25日、借り人立ち会いで現地の確認、内容の確認をいたしました。借り人はサトウキビを中心に、農業経営をしている青年でございます。サトウキビ用のハーベスターを所有し、委託作業も行っております。これからも規模拡大をやりたいということの借地でございます。貸し人は、島外在住でございますので、25日に電話で確認をし、間違いないということで許可相当と思われれます。以上です。

○5 番委員

5番です。整理番号 18 について説明をいたします。3月25日午前8時に、現地に借り人と担当推進委員と私3人で申請書類に基づき確認をいたしました。

また、貸し人については、事前に自宅を訪問し確認をしております。申請書どおり間違いありません。従いまして、許可相当と考えます。以上です。

○6 番委員

6番委員です。19番についてご説明します。昨日、担当推進委員と現地を確認し、双方と直接面談をしたところでございます。借り人は、病気療養中で、作業は、ほぼできない状況でございますが、農業に対する思いは非常に強く、その意思を配偶者である妻や娘婿が、引き継ぎ頑張っていくという思いが伝わるところでございました。現在も申し述べた2名が率先してさとうきびを中心に頑張ってる姿を確認しております。20番については、認定農業者であり、規模拡大に向けて頑張っております。以上、双方確認について、許可申請が妥当だと考えております。ご審議よろしく申し上げます。

○9 番委員

9番です。整理番号 21 番について報告いたします。3月25日、借り人立会のもと現地調査を行いました。借り人は、今年5年目になる認定新規就農者です。スナップを作付け予定のため、霜がおりにくい場所を以前から探していたところ、安城に畑が見つかり今回の申請となったようであります。農業機械は持っていないため、公社にお願いするとのことでした。

また、スナップ栽培5年目であり、技術は何ら申し分ありません。なお、貸し人には電話にて確認しております。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○12 番委員

12番です。整理番号 12 番について、報告いたします。22日に現地調査を行いました。借り人は更新で牧草を作付けしておりました。貸し人、借り人両方とも電話で確認をしております。申請通り間違いないと思います。

23番ですが21日に借り人立会のもと現地調査を行いました。貸し人には電話で確認しております。高齢になって耕作できないので荒らさないように耕作してくれと頼んだそうです。申

請地には、米をつくるように、代を開けておりました。申請どおり間違いないと思います。従って、許可相当と考えます。以上です。

○議長

1番から23番まで、これについて質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○8番委員

1番の方は、こんなに広い面積の田んぼに何を作るのですか

○2番委員

飼料米のWCSを作付する予定です。

○議長

他に無いようですので採決をいたします。「利用権の設定」1番から23番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので「利用権の設定」1番から23番については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして、「所有権の移転」1番について審議をいたします。担当委員の報告をお願いします。

○5番委員

5番です。整理番号1について説明します。3月24日午前8時、譲受人立会のもと譲受人の父親宅にて申請書に基づき確認をいたしました。譲渡人は島根県在住なので、電話で確認をいたしました。今年川出身の方で申請書どおりであります。従って許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。これについて質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、無いようですので採決をいたします。「所有権の移転」整理番号1番について原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

○議長

はいありがとうございました。全員の賛成ですので「所有権の移転」整理番号1番については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

以上で、本日の議案審議を終了いたします。

会 長 脇 田 峰 生 

7番委員 鯨島繁樹 

8番委員 日笠山 隆 